

「松山－上海線中国人旅行者誘客促進事業助成交付要綱」新旧対照表

【交付要綱】

新	旧	補足説明																		
(助成金の交付対象) 第2条（1） 松山上海線を利用すること。	(助成金の交付対象) 第2条（1） 松山-上海線を <u>往復</u> で利用すること。	片道利用も助成対象に追加																		
(助成金の交付申請) 第4条 助成金の金額は、 <u>下記期間において</u> 、左欄の交付対象となる訪日旅行の区分に応じ、参加人数に下記右欄の額を乗じて得た金額とする。 (1) <u>2025年7月3日～31日</u> <table><tr><th>訪日旅行の区分</th><th>助成金額</th></tr><tr><td><u>松山-上海線を片道利用し、かつ県内に1泊以上する場合</u></td><td><u>10,000円／人</u></td></tr><tr><td><u>松山-上海線を往復利用し、かつ県内に1泊する場合</u></td><td><u>15,000円／人</u></td></tr><tr><td><u>松山-上海線を往復利用し、かつ県内に2泊以上する場合</u></td><td><u>30,000円／人</u></td></tr></table> (2) <u>2025年8月1日～2026年3月31日</u> <table><tr><th>訪日旅行の区分</th><th>助成金額</th></tr><tr><td><u>松山-上海線を片道利用し、か</u></td><td><u>5,000円／人</u></td></tr></table>	訪日旅行の区分	助成金額	<u>松山-上海線を片道利用し、かつ県内に1泊以上する場合</u>	<u>10,000円／人</u>	<u>松山-上海線を往復利用し、かつ県内に1泊する場合</u>	<u>15,000円／人</u>	<u>松山-上海線を往復利用し、かつ県内に2泊以上する場合</u>	<u>30,000円／人</u>	訪日旅行の区分	助成金額	<u>松山-上海線を片道利用し、か</u>	<u>5,000円／人</u>	(助成金の交付申請) 第4条 助成金の金額は、下記左欄の交付対象となる訪日旅行の区分に応じ、参加人数に下記右欄の額を乗じて得た金額とする。 <table><tr><th>訪日旅行の区分</th><th>助成金額</th></tr><tr><td>松山-上海線を往復利用し、かつ県内に1泊する場合</td><td>7,500円/人</td></tr><tr><td>松山-上海線を往復利用し、かつ県内に2泊以上する場合</td><td>15,000円/人</td></tr></table>	訪日旅行の区分	助成金額	松山-上海線を往復利用し、かつ県内に1泊する場合	7,500円/人	松山-上海線を往復利用し、かつ県内に2泊以上する場合	15,000円/人	片道利用の要件を追加して、7月中は期間限定で、助成金額を増額
訪日旅行の区分	助成金額																			
<u>松山-上海線を片道利用し、かつ県内に1泊以上する場合</u>	<u>10,000円／人</u>																			
<u>松山-上海線を往復利用し、かつ県内に1泊する場合</u>	<u>15,000円／人</u>																			
<u>松山-上海線を往復利用し、かつ県内に2泊以上する場合</u>	<u>30,000円／人</u>																			
訪日旅行の区分	助成金額																			
<u>松山-上海線を片道利用し、か</u>	<u>5,000円／人</u>																			
訪日旅行の区分	助成金額																			
松山-上海線を往復利用し、かつ県内に1泊する場合	7,500円/人																			
松山-上海線を往復利用し、かつ県内に2泊以上する場合	15,000円/人																			

<table><tr><td><u>つ県内に 1 泊以上する場合</u></td><td></td></tr><tr><td><u>松山-上海線を往復利用し、かつ県内に 1 泊する場合</u></td><td>7,500 円／人</td></tr><tr><td><u>松山-上海線を往復利用し、かつ県内に 2 泊以上する場合</u></td><td>15,000 円／人</td></tr></table>	<u>つ県内に 1 泊以上する場合</u>		<u>松山-上海線を往復利用し、かつ県内に 1 泊する場合</u>	7,500 円／人	<u>松山-上海線を往復利用し、かつ県内に 2 泊以上する場合</u>	15,000 円／人		
<u>つ県内に 1 泊以上する場合</u>								
<u>松山-上海線を往復利用し、かつ県内に 1 泊する場合</u>	7,500 円／人							
<u>松山-上海線を往復利用し、かつ県内に 2 泊以上する場合</u>	15,000 円／人							
(助成金の交付申請) 第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第 1 号）に、その他協議会の会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類を添えて、あらかじめ会長に申請しなければならない。 2 事業を実施する <u>7 日前</u>までに申請しなければならない。	(助成金の交付申請) 第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第 1 号）に、<u>参加者予定名簿、旅行予定表</u>その他協議会の会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類を添えて、あらかじめ会長に申請しなければならない。 2 事業を実施する 14 日前までに申請しなければならない。	交付申請時の添付書類の記載を省略および申請時期の変更。						